介護老人保健施設ナーシングホーム大樹 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人行堂会が開設する介護老人保健施設ナーシングホーム大樹(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) は、要介護状態 (介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態) と認定された利用者 (以下「利用者」という。) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 利用者の皆様が笑顔と安らぎの日々を過ごせるよう、明るく家庭的な雰囲気の中で、人ひとりの人間性を尊重し、必要な医療や看護、介護などきめ細かいサービスを提供します。
 - 2 利用者の皆様が能力に応じた日常生活を過ごせるよう、生活機能向上を目的に、専 門職がリハビリテーションを行います。
 - 3 利用者の皆様が安心して自立した在宅生活が続けられるよう、在宅介護支援センターをはじめ地域の関係機関との連携を密にし、保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供を目指します。
 - 4 家族や地域住民の方々と交流し情報提供を行うとともに、学生の教育実習やボランティアの受け入れなどを通じて地域と一体となった高齢者ケアを積極的に担います。
- 5 サービスの提供にあたっては、利用者や利用者の家族の皆様に、理解しやすいように説明を行い、同意を得て実施します。